

ともに生きる よりよく生きる

「特別支援教育」とは… どの子にも必要な個別の支援教育

現在の学校教育の中でとても大切なことですので、ぜひ保護者の皆様、地域の皆様にもご理解いただきたく、この紙面でお伝えさせていただきます。

1 全てのお子さんが対象です

学校教育法に基づき平成19年度から全ての学校において特別支援教育を推進する事になりました。

それまで障がいのある子への支援は、主に専門的な相談機関や特殊学校（現在の特別支援学校）で行われてきましたが、学習や集団行動が難しい子（支援を要する特性をもつ子）に対する効果的な支援とは何か、学校現場で検討を重ね有効な支援が明らかにされ、普及してきました。

そして更に、その支援は、他の子どもたちにとっても役立つものであることが分かってきました。特別支援教育は、支援を要する特性がある子どもだけではなく、学校に在籍する全ての子どもの学習や行動の改善につながっており、「どの子にも必要な個別の支援教育」と言えるのではないのでしょうか。

2 子どもの「困り感・困難さ」に気付くのが大人の役目です

「発達障がい」という言葉の理解も深まっていることを実感しておりますが、“障がい”という言葉より、「**困り感**」とか「**困難さ**」という言葉に置き換えた方がわかりやすいと思います。子どもの「困り感・困難さ」に気付かない大人は、ちょっと周囲と違う様子や、できない・やらないことがあると、「本人の努力が足りない」とか「怠けている」「わがまま」と勘違いし、子どもを叱ってしまったり、躰が悪いなどと言ったりしがちです。でも、努力が足りないわけでも怠けているわけでもありませんし、躰の問題でもありません。

発達に「困り感・困難さ」を持っている子どもには、**適切な支援**があれば十分力をつけることが可能です。叱られて自己肯定感が低くなってしまいう前に、少しでも早く大人がこの「困り感・困難さ」に気づき、適切な支援をすることが求められます。

3 特別支援コーディネーター

こうした発達の「困り感・困難さ」は集団の中で現れることが多いので、集団を預かる者が気づきやすくなります。法律では、学校に特別支援コーディネーターを複数置くことが定められています。本校にも5名の特別支援コーディネーター（高木、峯田、伊藤、佐藤、黒田）がおります。どんなことでもお気軽にご相談ください。

4 巡回相談

また、この法律では専門家が学校を直接回り適切なアドバイスをする事も定められています。「巡回相談」がそれに当たります。下の市教委方針にもある通り、巡回相談での専門家のアドバイスを受けて、お子さんの発達について学校からご相談させていただくこともありますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

5 山形市教育委員会の資料より…「山形市の特別支援教育」からの抜粋

特別支援教育がお子さんの成長を支えます

特別支援教育は、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握して、生活や学習上の困難さを改善し、持っている力を高められるよう、適切な指導や必要な支援を行う教育です。

一人一人の特性に応じて行う特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級だけではなく、通常学級に在籍する子どもも含めて、全ての子どもたちにとって必要な教育です。山形市では学校教育の大切な柱の一つとして、特別支援教育の充実と推進を図っています

《巡回相談》

山形市教育委員会が依頼している特別支援教育の専門家が直接学校に赴き、授業や学校生活の様子を参観して、専門的な視点から支援方法のアドバイスを行います。巡回相談で得たアドバイスは、子どもたちの支援に生かしていきます。

○巡回相談は、小学校を中心に学校ごとに実施します。

○アドバイスについては保護者の方にもお知らせをし、学校・家庭が一体となってお子さんの成長を支えるようにしていきます。